# 福島市行政改革大綱２０１１
（平成 23 年度～平成 27 年度）

平成２３年２月

福島市

# 目　次

■はじめに ---------------------------------------- 1

■第１章　新たな行政改革の必要性 ---------------------------------------- 2

１．社会経済情勢の変化への対応 ---------------------------------------- 2
２．分権型社会への対応 ---------------------------------------- 2
３．新庁舎完成に合わせた市民の利便性と職員の能力の向上 --------------- 2
４．行政改革大綱 2006 による取り組みと課題 ----------------------------- 2

■第２章　行政改革の基本的な考え方 ---------------------------------------- 4

１．行政改革大綱 2011 の位置づけ ---------------------------------------- 4
２．行政改革の理念 ---------------------------------------- 5
３．行政改革の基本方針 ---------------------------------------- 5
４．行政改革の推進期間 ---------------------------------------- 5

■第３章　行政改革の基本的な取り組み内容 -------------------------------- 6

１．市民との協働により取り組む行政運営 -------------------------------- 7
（１）情報公開、情報提供の推進 ---------------------------------------- 7
（２）市民との協働の推進 ---------------------------------------- 7
（３）多様な担い手の活用 ---------------------------------------- 8
２．市民目線に立った行政運営 ---------------------------------------- 10
（１）信頼される市役所の推進 ---------------------------------------- 10
（２）組織機構の構築と見直し ---------------------------------------- 10
（３）人材育成の推進 ---------------------------------------- 11
（４）ＩＣＴの有効活用 ---------------------------------------- 11
３．簡素で効率的な行政運営 ---------------------------------------- 12
（１）事務事業の見直し ---------------------------------------- 12
（２）定員管理・給与の適正化 ---------------------------------------- 13
（３）出資法人の経営改善 ---------------------------------------- 13
４．健全で効率的な財政運営 ---------------------------------------- 14
（１）健全な財政運営 ---------------------------------------- 14
（２）収入の確保 ---------------------------------------- 15
（３）支出の見直し ---------------------------------------- 15
（４）企業会計等の健全経営 ---------------------------------------- 15

■第４章　行政改革の推進方策と役割 ---------------------------------------- 16

１．行政の役割 ---------------------------------------- 16
２．議会との関係 ---------------------------------------- 16
３．市民との関係 ---------------------------------------- 16

■第５章　行政改革の推進体制 ---------------------------------------- 17

１．全庁的な行政改革の推進体制 ---------------------------------------- 17
（１）福島市行財政見直し本部 ---------------------------------------- 17
（２）福島市行政改革推進委員会 ---------------------------------------- 17
（３）行政改革アドバイザー ---------------------------------------- 17
２．外部からの評価と監視 ---------------------------------------- 17
３．行動計画の策定 ---------------------------------------- 17
４．行政改革大綱の見直し ---------------------------------------- 17

■参考　これまでの行政改革の取り組み ------------------------------------ 18

１．これまでの経過 ---------------------------------------- 18
２．福島市行政改革大綱 2006 に基づく取り組みの主な成果 -------------- 19
（１）事務事業の主な見直し ---------------------------------------- 19
（２）外部委託等の推進 ---------------------------------------- 19
（３）定員管理・給与の適正化 ---------------------------------------- 19
（４）収入・支出の見直し ---------------------------------------- 19

# はじめに

行政改革とは、時代の潮流による行政需要に適応し、行政サービスの向上をはかるために、行政の組織機構や制度などを見直し、簡素で効率的に行政運営を行うための取り組みです。

本市では、社会経済情勢の変化を踏まえながら、今後の分権型社会に対応するために、将来を見据えた効率的な行政運営に向けて、より一層の行政改革に積極的に取り組む必要があります。

これまでの福島市行政改革大綱2006の推進期間は、平成１８年度から平成２１年度までの４年間としていましたが、福島市行政改革推進委員会（第６期）による「福島市行政改革に関する提言」を受け、平成２３年度からを計画期間とする新たな福島市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）と新たな行政改革大綱との整合性を図るために、平成２２年度までに延長しました。

また、平成２１年５月に設置した福島市行政改革推進委員会（第７期）より、平成２２年８月に福島市行政改革大綱2006及び福島市集中改革プランに関する検証や評価を行った結果を踏まえてまとめられた「新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言」が提出されました。

この中で、新たな行政改革については、市民生活に及んでいる様々な影響の中において、行政の効率化に向けた行政改革は今後も必要であるとともに、行政は市民のためにあることから、人間尊重と市民のしあわせを追及する視点が重要であり、市民との協働により進めていくべきであることが提言されています。

そのうえで、「市民の『しあわせ』のための協働による行政改革」という基本理念と「市民との協働により取り組む行政運営」、「市民目線に立った行政運営」、「簡素で効率的な行政運営」及び「健全で効率的な財政運営」の４つの基本方針が示されています。

福島市行政改革大綱2011（以下「本大綱」という。）は、この提言の趣旨を十分に尊重し、福島市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合性を図り、福島市の将来都市像を実現するために、市民との協働による視点により行政改革に取り組むことを基本として策定しました。

今後も、本大綱に基づき、市民から信頼される行政運営に向けて、行政改革に取り組んでまいります。

# 第１章　新たな行政改革の必要性

## １．社会経済情勢の変化への対応

世界経済は引き続き深刻な状況にあり、景気の低迷や雇用悪化等が続くことが懸念され、市民生活には深刻な影響が及んでおり、今後も経済の高成長による大幅な税収の増を期待することは困難です。

人口減少社会の到来、少子高齢化の進展により、子育て支援対策、高齢者の保健・医療等、特に福祉分野に関する行政需要の拡大に伴う財政負担の増加が見込まれます。

## ２．分権型社会への対応

国と地方の関係を見直し、「地域のことは、地域が決める」という地域主権の確立に向けて、地域主権改革（※1）が進められ、国と地方、県と市町村の関係が大きく変化しようとしています。

国から地方へ権限と財源の移譲が進むことにより、市は市民に最も身近な基礎自治体として、自主的かつ総合的に行政運営を行い、地域の行政課題に自己決定、自己責任で対応し、安全安心な社会基盤を維持するとともに未来に引き継ぐ責務があります。

## ３．新庁舎完成に合わせた市民の利便性と職員の能力の向上

新庁舎の完成を機会に、分かりやすく簡素で効率的な組織機構を構築し、市民の利便性をさらに向上することが必要です。

また、組織機構の簡素化と定員適正化計画による継続的な定数削減の取り組みの中で、限られた人材を有効に活用し、さらに多様化する行政需要に対応するためには、職員の一層の意識改革を進めるとともに、政策形成能力の向上を図るなど、国の地域主権改革への対応も視野に入れながら、基礎自治体の職員としての能力を最大限に発揮することが必要です。

## ４．行政改革大綱 2006 による取り組みと課題

平成１８年３月に策定した福島市行政改革大綱 2006 においては、その行動計画となる福島市集中改革プランを併せて策定、進行管理を行いながら行政サービス（※2）の向上や行政運営の効率化などに取り組んできました。

特に、集中改革プランにおいては、実施時期や目標を掲げて改革に取り組み、職員数の削減、事務事業の見直し、外部委託の推進、収入・支出の見直しなどを中心とする様々な改革により一定の成果を挙げてきました。

しかし、今後の国の地域主権の動きに対応し、地域のことは地域で決める仕組みの構築が必要となるとともに、限られた財源の中において市民が真に必要とする行政サービスや事務事業の改善を実施し、常に支出を見直し節減に取り組むために、行政評価のしくみを構築のうえ導入、活用を図る課題も残されています。

※1.地域主権改革

日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定「地域主権戦略大綱」）

※2. 行政サービス

公共サービスのうち行政が主体となって提供するサービスをいう。

公共サービスとは、国民が日常生活および社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものであり、国民生活の基盤となるサービス（業務）のこと。多くの公共サービスを行政が担っているが、サービスによっては、市民、自治会、各種団体、ＮＰＯ、企業等もサービスの担い手となる。

# 第２章　行政改革の基本的な考え方

## １．行政改革大綱 2011 の位置づけ

本市では、今後の目指すべき将来都市像や施策の方向性などを示す基本構想および具体的な施策の体系や主な事業を示す総合計画の前期基本計画を策定しました。

総合計画は、本市のまちづくりに関する最上位の計画で、基本構想、基本計画および実施計画により構成しています。

本大綱は、総合計画における将来都市像の実現に向けた施策や事業について、協働の視点を取り入れながら、簡素で効率的に達成するために取り組む改革の指針として位置づけます。

（「総合計画」と「行政改革大綱 2011」との関係）

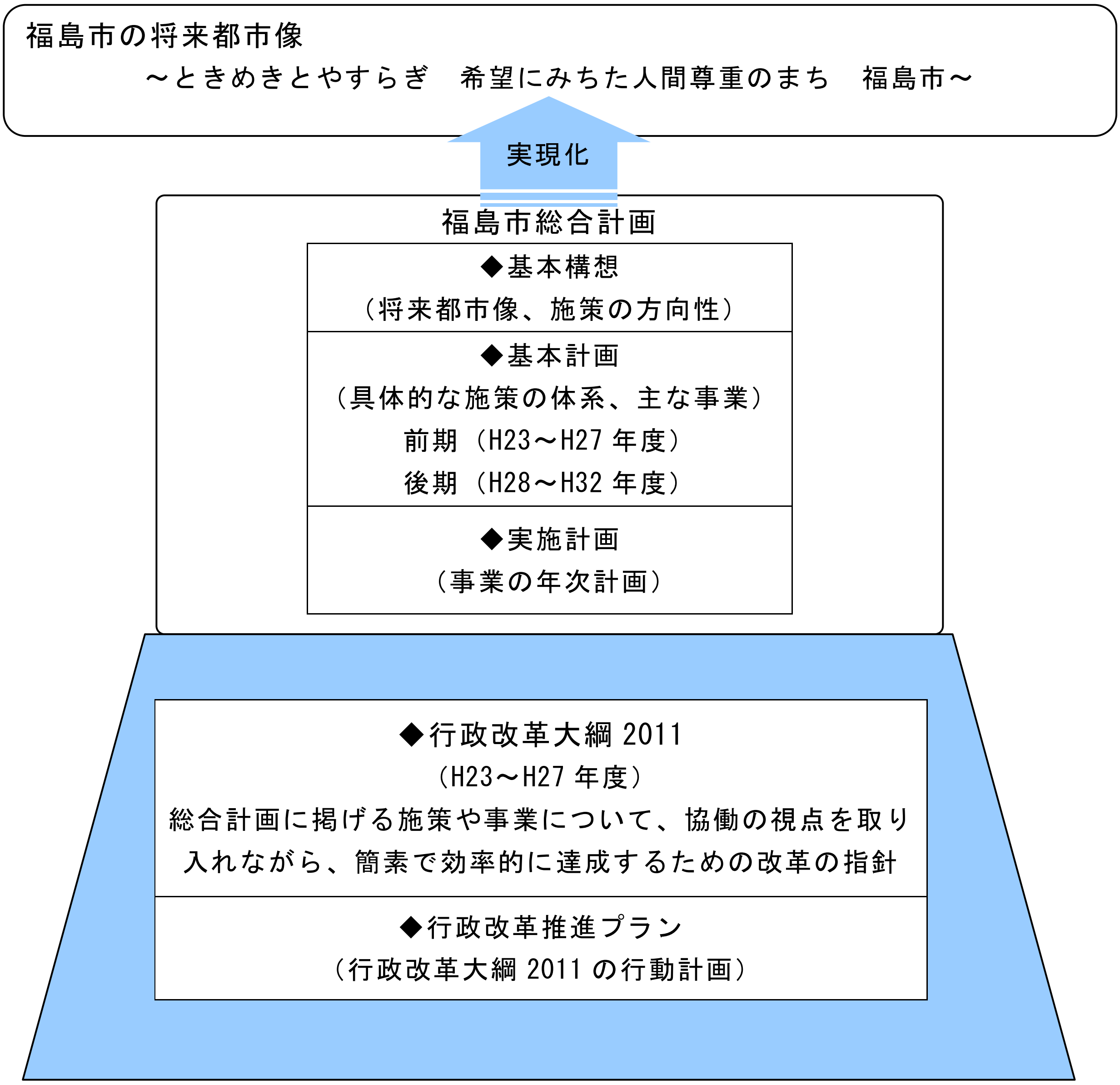

## ２．行政改革の理念

本市の将来都市像と、地方自治法で定めている「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを実現するためには、市民のしあわせと福祉の向上を最大限に目指しながら地域社会の発展に最適な行政サービスを提供することを目標として、行政改革の取り組みにより、改善と見直しを繰り返していくことが必要です。

これまでの行政改革では、国の指針等に基づいた、人員削減や事務事業の見直しなどの経費節減を中心とした取り組みによる量的な改革が重視されてきましたが、今後は、市民満足度を高めるために、質的な充実を重視した改革の取り組みについても努めていきます。

以上のことを踏まえ、基本構想において市政執行の基本としている市民との協働の視点を行政改革に取り入れることとし、本市が進める行政改革の基本理念を

**市民の「しあわせ」のための協働による行政改革**

と設定します。

## ３．行政改革の基本方針

本市を取り巻く状況と基本理念を踏まえ、実効性の高い行政改革に取り組むための基本方針として、次の４つの項目を設定します。

1　市民との協働により取り組む行政運営

2　市民目線に立った行政運営

3　簡素で効率的な行政運営

4　健全で効率的な財政運営

## ４．行政改革の推進期間

本大綱による推進期間は、平成２３年度から平成２７年度までの５年間とします。

# 第３章　行政改革の基本的な取り組み内容

■ 行政改革の体系

| 基本方針 | 取り組みの方針 | 取り組みの項目（行政改革推進プラン） |
|---|---|---|
| １．市民との協働により取り組む行政運営 | (1)情報公開、情報提供の推進 | ①行政情報の公開・提供 |
| | (2)市民との協働の推進 | ①市民とのコミュニケーションの充実 |
| | | ②協働を支えるしくみの整備 |
| | (3)多様な担い手の活用 | ①指定管理者制度の充実 |
| | | ②民間委託等の推進 |
| ２．市民目線に立った行政運営 | (1)信頼される市役所の推進 | ①法令遵守の強化 |
| | | ②危機管理体制の強化 |
| | (2)組織機構の構築と見直し | ①組織機構の見直し |
| | | ②支所の企画機能の強化 |
| | (3)人材育成の推進 | ①職員の意識改革の推進 |
| | | ②職員の能力向上 |
| | (4)ＩＣＴの有効活用 | ①ＩＣＴを活用した業務改革 |
| ３．簡素で効率的な行政運営 | (1)事務事業の見直し | ①行政評価の構築と活用 |
| | | ②事務事業の見直し |
| | | ③市民の利便性の向上 |
| | (2)定員管理・給与の適正化 | ①定員管理の適正化 |
| | | ②給与の適正化 |
| | (3)出資法人の経営改善 | ①経営改善の支援 |
| ４．健全で効率的な財政運営 | (1)健全な財政運営 | ①予算編成の効率化 |
| | | ②市債の適正運用 |
| | | ③財務諸表の活用 |
| | (2)収入の確保 | ①自主財源の確保 |
| | | ②さらなる財源の確保 |
| | (3)支出の見直し | ①事務事業の整理合理化 |
| | | ②補助金の見直し |
| | (4)企業会計等の健全経営 | ①企業会計等の健全経営 |

# １．市民との協働により取り組む行政運営

［基本的な考え方］

■　行政運営の透明性の確保は、より開かれた行政を目指すための前提条件となるものであり、市民との協働（※3）に基づく行政運営を推進するうえで、行政情報を積極的に公開・提供し、市民との情報共有を進めます。

■　市民参画や市民意見の施策への反映を拡大し、市民と行政が互いの役割と責任を認識しながら市民との協働のまちづくり（※4）を推進するとともに、行政運営の効率化と質の向上を図るため、地域の実情に応じた協働のしくみを構築します。

■　行政サービスを有効性や効率性に基づく行政改革の視点で見直し、地縁型組織やＮＰＯ（※5）法人をはじめとするテーマ型組織等の多様な主体を行政サービスの新たな担い手としてとらえ、協働による役割分担に基づいて提供することにより、質の向上を図ります。

■取り組みの方針と項目■

## （１）情報公開、情報提供の推進

### ①行政情報の公開・提供

市民に対する説明責任を十分に果たすとともに、市民にとって必要な情報を共有するために、インターネットなどの活用も含めて、様々な方法を活用して、分かりやすく速やかに行政情報を公開・提供します。

## （２）市民との協働の推進

### ①市民とのコミュニケーションの充実

多様化する行政需要を的確に把握し、市民の意見や地域の課題を政策形成や行政運営に有効に反映することにより市民との協働を推進するため、市民ワークショップなどによる市民参画を進めるとともに、パブリック・コメント制度（※6）や自治振興協議会（※7）、わいわい夢会議（※8）などをはじめとする広聴制度を活用し、市民とのコミュニケーションを充実します。

②協働を支えるしくみの整備

協働の視点を行政改革に取り入れ、協働の担い手と行政との役割分担を最適化することにより行政運営の効率化と質の向上を図ります。

そのために、地縁型組織やＮＰＯ法人をはじめとするテーマ型組織等も含めた多様な主体を協働の担い手としてとらえ、コミュニティとしての機能強化も図りながら、あらゆる世代を含めた、地域のさまざまな市民の活動を支えるリーダーや新たな担い手など、地域で活躍できる人材の育成に取り組みます。

また、市の各種計画に関する市民参画、自治振興協議会をはじめとする地域のまちづくりのための組織や地域別まちづくり支援事業（※9）など、これまでの協働事業の取り組みを活用するとともに、市民が参加しやすい形態も考慮しながら協働を支えるしくみを整備します。

## （３）多様な担い手の活用

①指定管理者制度（※10）の充実

公の施設の利用促進や運営の活性化のために多様な主体の能力を活用し、市民の利便性の向上や経費の節減を図るとともに、指定管理者が自身のノウハウを十分に発揮することができるよう、市の基本方針等についての検証・見直しを行い、指定管理者制度を充実します。

②民間委託等の推進

多様な主体が担うことにより、さらに効率的で質の向上が図られる分野や事業について検討し、行政の役割や責任を見極めたうえで、積極的かつ計画的に民間委託等を推進します。

また、その際には、定員適正化計画等との整合性を図りながら「業務の外部委託に関する指針」に基づき、必要な監督権などを保ちながら、公共サービス基本法（※11）の趣旨も踏まえ、事業の質が確保されるよう、委託先の選定から業務終了まで行政の責任を果たします。

---

※3. 協働

市民と行政が、よりよいまちづくりのために、対等な立場で、協力して取り組むこと。
ここでいう市民とは、地縁型組織（町内会、自治振興協議会、子ども会、婦人会、老人クラブなど）、テーマ型組織（ボランティア・市民活動団体、NPO、NPO 法人など）、個人としての市民、経済・産業団体等（商工会議所、商工会、商店会、農業協同組合、企業など）、大学等教育機関（大学、短期大学、専修学校、高等学校など）を含む。

## ※4.市民との協働のまちづくり

福島市では、「福島市総合計画基本構想」において、市民との協働を市政執行の基本とし、まちづくりのための基本的な考え方としている。

## ※5.ＮＰＯ

Non-Profit Organizationの略。広く民間の非営利組織を指す。

## ※6. パブリック・コメント制度

重要な条例や計画等を策定する際に、市民にその案をあらかじめ公表し、広く意見を募る制度のこと。

## ※7. 自治振興協議会

昭和32年から始まった福島市の地域広聴制度。現在は行政と情報を共有し、地域のまちづくりに取り組む中心的組織として活動している。

## ※8. わいわい夢会議

市民の自由な発想や夢を市長が直接聞くことにより、実現可能なものを施策に反映させ、地域の特性を生かした「美しい元気なまちづくり」を推進することを目的に開催している。

## ※9. 地域別まちづくり支援事業

市制施行100周年記念事業で実施した制度をもとに継続できる事業に組み替え、新たに平成20年度より実施している。

## ※10.指定管理者制度

「公の施設（住民福祉の増進を目的として、住民が利用するために地方公共団体が設ける施設)」の管理・運営について、民間事業者等の団体を指定管理者とすることで、その能力を活用し、効率性の向上や市民サービスの向上を図ろうとする制度。福島市では、平成18年4月1日から導入している。

## ※11. 公共サービス基本法

公共サービスの基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定める。（平成21年5月成立、同年7月施行。）地方公共団体は、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。（同法第5条）

## ２．市民目線に立った行政運営

［基本的な考え方］

■　市民の負託に応え、法令等の遵守および危機管理のための体制整備を図り、さらに市民に信頼される市政運営に努めます。

■　時代の潮流に適応した組織機構を構築し、新たな市民ニーズや部局横断的な課題に迅速かつ的確に対応します。

■　限られた人材を有効に活用するために、職員の能力を向上するとともに、サービス業としての意識や経営的な視点によるコスト意識をもって業務に従事するなど、職員の意識改革に取り組みます。

■　ＩＣＴ（※12）の特性を有効に活用し、市民の利便性や事務効率の向上を図るための取り組みを進めます。

■取り組みの方針と項目■

### （１）信頼される市役所の推進

①法令遵守の強化

市民との協働のまちづくりを進めるうえで、その前提となる市民からの信頼を守るため、法令遵守（コンプライアンス）の強化に向けて全庁的に取り組みます。

②危機管理体制の強化

危機管理に関する基本的な方針を明らかにするとともに、業務上の危機や業務プロセス等のチェック体制の強化を図ります。

### （２）組織機構の構築と見直し

①組織機構の見直し

新たな課題に迅速かつ的確に対応し、市民に分かりやすく簡素で効率的な組織機構を構築します。

②支所の企画機能の強化

市民の利便性の向上と市民との協働の充実と拡大を図るために、地域の拠点として支所の位置づけがさらに重要となることから、支所の企画機能を強化します。

## （３）人材育成の推進

### ①職員の意識改革の推進

職員一人ひとりが本市を取り巻く環境の変化をとらえ、多様化する行政需要に対して、市民との協働やコスト意識などの視点とともに、高い倫理観と問題意識を常に持ちながら業務を遂行するために、職員の意識改革を推進します。

### ②職員の能力向上

多様化する行政需要に対応するため、高度な専門知識、政策形成能力や実践能力を備えた人材を育成するとともに、職員一人ひとりの仕事に対する意欲を引き出し、能力を高めるよう、より実質的な研修体系を構築します。

## （４）ＩＣＴの有効活用

### ①ＩＣＴを活用した業務改革

各種申請・届出等の電子化や電子入札システム導入の検討、簡易申請システムの活用等など、ＩＣＴを活用した市民の利便性の向上を図る取り組みを推進します。

また、ＩＣＴの有効活用による事務効率の向上を図るとともに、職員のＩＣＴ利活用能力等の向上に努めます。

なお、ＩＣＴ環境の導入にあたっては、その有効性を十分に検討するとともに、ＩＣＴの利用による恩恵を受けることができる人とできない人の間に生じる経済的・社会的な格差を解消するため、多くの情報媒体や手段を活用するなどＩＣＴのみに偏らないように十分に配慮します。

---

※12. ＩＣＴ

「情報通信技術（Information and Communication　Technology)」の略。情報処理や通信に関する技術の総称。知識やデータといった情報を適切に他者に伝達するための技術。従来の IT（Information　Technology）が意味する「情報処理や通信に関する技術」にコミュニケーション（Communications）の要素を加え、情報技術よりも伝達能力を重視した表現。

## ３．簡素で効率的な行政運営

［基本的な考え方］

■　急速な社会経済環境の変化や多様化する行政需要に適切に対応し、成果を重視した行政運営を推進するために、行政評価を導入、活用し、事務事業全般について継続的に見直しを行います。

■　分権型社会に対応した行政運営を図るために、事務事業の内容に見合った適正な職員配置や、国県等の状況を踏まえた給与、各種手当の見直しなどにより、総人件費の抑制に努めます。

■　本市が２５％以上の出資または出捐をしている法人を対象として、将来を見据えた当該団体の公益性、効率性、自律性、安定した運営等の視点を踏まえ、経営の改善を図ります。

■取り組みの方針と項目■

### （１）事務事業の見直し

①行政評価の構築と活用

これまで、本市における行政評価は、「事前評価」として、公共事業評価委員会による評価や予算査定、「中間評価」として、総合計画実施計画の進捗管理、「事後評価」として、集中改革プランの評価や都市行政評価ネットワーク会議によるベンチマーク評価（※13）などを実施してきましたが、それぞれの評価手法が個々に実施されていました。

今後は、既存の手法の有効活用、行政改革推進委員会等による外部評価の充実、予算および決算との連動、評価結果の公表などの課題を整理し、成果を重視した評価手法を検討します。

そのうえで、個別事業の具体的な工程を明らかにしたＰＤＣＡサイクル（※14）に基づく、実効性のある行政評価の手法を構築するとともに、その活用をはかり、各部局が主体的に事務事業を見直すことができる仕組みを整備し、全庁を挙げて自律的な改革を推進します。

②事務事業の見直し

事務事業について、事業の要否、提供主体、手法の見直し、事業の縮減、他事業との統合等について見直しを図ります。

### ③市民の利便性の向上

手続きの簡素化や市民や利用者の立場に立った利便性の向上を図り、質の高い行政サービスを提供します。

## （２）定員管理・給与の適正化

### ①定員管理の適正化

分権型社会の進展に伴う国県からの権限移譲、多様化する行政需要への対応等、中長期的な視点から計画的な定員管理の適正化に努めるとともに、引き続き情報公開を行います。

### ②給与の適正化

給与の適正化については、今後も国県および類似団体等との均衡を失しないよう必要に応じて見直しを進めるとともに、引き続き情報公開を行います。

## （３）出資法人の経営改善

### ①経営改善の支援

法人の役割の明確化を図るとともに、各法人の自律性を高めるために、法人の経営改善を支援し、事業の活性化、サービスの向上を推進します。

また、法人に対する出資比率や財政援助の内容に応じて、法人の経営について、引き続き調査および助言、指導を行います。

---

**※13. 都市行政評価ネットワーク会議によるベンチマーク評価**

行政評価や行政改革手法について研究、情報交流を行う場として、参加する都市自治体（平成 21 年度 87 自治体）から行政評価データの提供を受け、ベンチマークによる行政評価を研究する会議のこと。

ベンチマークとは、自己以外の他組織の業績に注目し、知見を得る手法のことで、ベンチマーキング手法とは、数値目標を他組織と比較し、最も効率的に目標を達成しているものをマークし、比較分析を行うこと。

**※14. ＰＤＣＡサイクル**

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action(改善)により、継続的に事務事業の改善を図るマネジメントの手法。

## ４． 健全で効率的な財政運営

［基本的な考え方］

■　行政資源を有効に活用し、安定した行財政運営を行うためには、健全な財政基盤の確立が不可欠であり、事業の必要性と効果の検証、適切な見直しを行い、財政の効率化を図ります。

■　収入面について、公平な課税と受益者負担の適正化を確保するため、市税や使用料等の賦課徴収の徹底などに取り組むとともに、さらなる財源の確保に努めます。

■　支出面について、徹底した経費の削減を図り、限られた財源の効果的な活用に努めます。

■　各公営企業・特別会計については、中長期的な視点に立って、適切かつ効率的な事業運営に努めます。

■取り組みの方針と項目■

### （１）健全な財政運営

①予算編成の効率化

予算編成と行政評価を関連させることによって、より効率的な予算編成を行い、健全な財政運営を目指します。

②市債の適正運用

公債費負担や市債現在高の状況等を十分勘案し、後世代に過大な負担を残すことのないよう、市債依存度の抑制を基調とした運用に努めます。

③財務諸表の活用

資産の有効活用や健全な行財政運営の指標として活用する視点から、財務諸表を作成し、この分析に当たっては他市との比較や経年比較などを行い、さらには市民にわかりやすい形で公表することにより、財政状況の透明性を高めます。

また、より一層の有効活用を目指し、手法などについて検討しながら資産評価を段階的に進めます。

## （２）収入の確保

**①自主財源（※15）の確保**

市税等の収納率の向上とともに、受益と負担の見直しによる使用料の適正化や未利用財産の積極的処分を図るなど、自主財源の確保に努めます。

**②さらなる財源の確保**

地域経済の活性化を図るとともに、広告掲載等の様々な手法による取り組みを推進し、さらなる財源の確保に努めます。

## （３）支出の見直し

**①事務事業の整理合理化**

行政評価に基づく事務事業評価により、事業の評価を毎年実施し、事業の手法、事業の縮減、他事業との統合、廃止などについて点検を行い、整理合理化に努めます。

**②補助金の見直し**

補助金の効果を高めるため、制度創設時の社会的背景や従来の経緯にとらわれることなく、行政の責任と役割、経費負担のあり方と事業効果などを十分検証のうえ、廃止、統合・再編、減額、終期設定等の見直しを行います。

## （４）企業会計等の健全経営

**①企業会計等の健全経営**

公営企業（※16）については、独立採算制の会計の原則に基づき、中長期的な視点に立って健全経営の維持に取り組みます。

また、特別会計（※17）については、収入の増を図るとともに、一般会計からの繰入額の抑制に努め、中長期的な視点に立って健全化に取り組みます。

---

**※15. 自主財源**

地方自治体が自主的に収入できる財源で地方税、使用料、手数料、財産収入等のこと。

**※16. 公営企業**

地方公共団体が直接経営する事業。福島市においては、水道事業が該当する。

**※17. 特別会計**

「特別会計」は、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。

# 第４章　行政改革の推進方策と役割

　行政改革の推進を図っていくためには、行政、議会、そして市民がそれぞれの役割を再確認し、真摯にその使命の達成を目指すことが重要です。
　また、市民との協働のまちづくりを進めるためには、行政改革に対しても、行政、議会、市民が共に考え取り組んでいくことが必要です。

## １．行政の役割

　現在の様々な事務事業に関する行政評価を行い、その結果に基づいて改善目標を設定し、事務事業の見直しや組織機構の改革などに取り組みます。
　また、市民との協働の視点で行政改革を推進するため、市民との協働のしくみを構築します。

## ２．議会との関係

　議会は、地方自治制度のうえで、行政サービスが常に市民にとって最適になっているかの監視（モニタリング）と評価を行い、市民にその結果を分かりやすく報告する役割を持っています。
　これからの行政運営に関しては、議会に対する十分な説明責任を果たすことが一層求められることから、本市の行政改革について理解を得るとともに、議会が監視や評価を行いやすいよう、積極的に情報を提供します。

## ３．市民との関係

　市民のまちづくりへの参加意識が高まっており、各分野における地域活動やＮＰＯの活動など市民活動がさらに活発化、多様化しています。
　今後、分権型社会への移行が進む中において、市民の活動や地域の実情をさらに行政運営に反映するとともに、社会の変化に伴う新たな課題や多様化する行政需要に対して、限りある財源や体制の中で対応していくためには、市民との協働により取り組むことが必要不可欠です。
　そのためには、情報公開・提供や行政評価に取り組み、行政の透明性の向上を図るとともに、協働のしくみを構築し、市民と行政の適切な役割分担を明らかにしながら、市民との協働のまちづくりを推進します。

# 第５章　行政改革の推進体制

## １．全庁的な行政改革の推進体制

### （１）福島市行財政見直し本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、行政改革の進捗状況を検証、評価し、改革目標の達成に向けて進行管理を行います。

### （２）福島市行政改革推進委員会

行政改革の進捗状況について報告を受け、市民、民間の立場から調査審議し、新たな改革に向けての提言を行います。

### （３）行政改革アドバイザー

行政改革の具体的な計画づくりや行政の課題に関する改革の推進にあたり、適宜、意見や助言を求めるため、学識経験者や経営の専門的知識などを有する外部の人材を委嘱します。

## ２．外部からの評価と監視

行政改革の進捗状況や実績は、福島市行政改革推進委員会および議会に対して報告し、その評価や意見などを踏まえながら改革を着実に推進します。

また、市政だより、市のホームページ等を通じて、取り組みの内容、進捗状況を分かりやすく公表し、行政改革の姿が市民から十分に見えるようにします。

## ３．行動計画の策定

本大綱の基本方針に基づく取組事項とその目標を示し、改革の進行管理を行うため、本大綱に合わせて行動計画として行政改革推進プランを策定します。

また、推進期間中の毎年度にＰＤＣＡサイクルに基づき、行動計画の見直しを行い、改革の計画的な実施を図ります。

## ４．行政改革大綱の見直し

本大綱については、その行動計画の計画期間終了と合わせて、時代に合ったものとなっているか、成果は十分に上がっているかという視点から検証を行うとともに、推進期間中においても、社会経済環境等の変化や改革の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて随時的確に見直しを行います。

# 参考　これまでの行政改革の取り組み

## １．これまでの経過

福島市は、昭和５６年から行財政の見直しに取り組み、昭和６１年６月に行政改革大綱を策定して以来、国の行政改革推進の方針に沿って数次にわたり策定、改訂を重ね、平成１７年度には行政改革大綱の行動計画として集中改革プランを策定して行政改革に取り組んできました。

また、福島都心東土地区画整理事業の中止、オフィス・アルカディア事業の見直し、こむこむ館建設事業の経費縮減、あらかわクリーンセンター焼却炉建て替え事業における公設民営方式の導入、新庁舎建設事業の経費縮減などの大規模事業の見直しについても取り組んできました。

### ■福島市行政改革大綱の策定経過等と背景（国の方針・指針等）

| 福島市行政改革大綱の策定経過等 | 背景（国の方針･指針等と主な内容） |
|---|---|
| ○昭和 56 年 8 月に行財政見直し本部設置(60 年 9 月に行財政見直し推進本部に改める)<br>○昭和 60 年 9 月に福島市行政改革懇談会を設置<br>○昭和 61 年 4 月に行政改革に関する提言<br>○昭和 61 年 6 月「福島市行政改革大綱」策定 | 「地方公共団体における行政改革の方針」(地方行革大綱)(昭和 60 年 1 月自治省指針)<br>①首長を本部長とする行革本部の設置<br>②各地方公共団体における行革大綱の策定 |
| ○平成 7 年 4 月に福島市行政改革推進委員会(1 期)を設置、8 月に行革大綱策定に関する提言<br>○平成 7 年 11 月「福島市行政改革大綱」策定 | 「地方公共団体における行政改革推進のための指針」(平成6年 10 月自治省指針)<br>①新たな行政改革大綱の策定<br>②行政改革大綱の進行管理 |
| ○平成 9 年 4 月に福島市行政改革推進委員会(2 期)を設置<br>○平成 10 年 12 月「福島市行政改革大綱(改訂版)」策定<br>○平成 11 年 6 月に福島市行政改革推進委員会(3 期)を設置 | 「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」(平成9年 11 月自治省指針)<br>①平成 10 年末までの行革大綱見直しの義務付け<br>②市町村合併に向けた取り組みの要請、手続の簡略化、監査機能強化、情報公開<br>③定員管理と数値目標の設定と公表<br>④財政の健全化 |
| ○平成 14 年 7 月に福島市行政改革推進委員会(4 期)を設置<br>○平成 14 年 12 月に新大綱フレームに関する提言<br>○平成 15 年 3 月「福島市行政改革大綱 2003～市民価値宣言～」策定 | 「行政改革大綱」(平成 12 年 12 月閣議決定)<br>①行政の組織･制度の抜本改革<br>②地方分権の推進<br>③規制改革の推進<br>④行政事務の電子化等電子政府の実現<br>⑤中央省庁等改革の的確な実施<br>⑥既往の閣議決定等の推進<br>⑦今後における行政改革の推進体制 |
| ○平成 16 年 8 月に福島市行政改革推進委員会(5 期)を設置<br>○平成 18 年 3 月「福島市行政改革大綱 2006」「福島市集中改革プラン」策定<br>○平成 18 年 11 月に福島市行政改革推進委員会(6 期)を設置<br>○平成 20 年 12 月に行政改革に関する提言<br>○平成 21 年 5 月に福島市行政改革推進委員会(7 期)を設置 | 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革推進指針)(平成 17 年 3 月総務省指針)<br>①行政改革大綱の見直し<br>②集中改革プランの策定と公表 |

## ２．福島市行政改革大綱 2006 に基づく取り組みの主な成果

平成１８年３月に策定した福島市行政改革大綱 2006 では、その行動計画として、福島市集中改革プランを策定し、進行管理を行いながら効率的な行政運営に向けた様々な改革により成果を挙げてきました。

### （１）事務事業の主な見直し

①住民情報オンラインシステムの平成２４年度完全稼動を目指し、平成２１年６月に第一次稼動（住民記録､国民健康保険等）、８月に第二次稼動（介護保険）を実施し、事務の効率化を図りました。

②農業委員会の係の統合および業務の再編による職員数減を図りました。

③一般社団法人福島市観光物産協会を設立し、職員兼務の体制から民間主導による運営へ転換しました。

④平成２１年度に大波小学校上染屋分校を大波小学校に統合しました。

### （２）外部委託等の推進

指定管理者制度を平成１８年度から導入、第２期となる平成２１年度からは、７６の公の施設で指定管理者制度を導入しており、市民サービスの向上とともに平成１８年度から平成２１年度までに約５億円の経費削減効果を図りました。

また、本庁舎の電話交換・案内・放送業務、資源物収集業務、下水道施設管理業務等の外部委託を実施することにより経費削減を図りました。

これら、外部委託による事務事業費削減、補助金等の整理合理化、公共工事コスト縮減、その他事務事業の整理合理化等により、平成１８年度から平成２１年度までに約４７億円の経費削減を図りました。

### （３）定員管理・給与の適正化

平成１７年度から平成２２年度までの６年間を計画期間とする「第３次定員適正化計画」を策定、その間、平成２０年７月１日に飯野町と合併し、計画期間における数値目標１２３名（福島市１１８名、旧飯野町５名）に対して、平成２１年度当初で１３３名（福島市１２２名、旧飯野町１１名）の減員を達成したとともに、平成１７年度から平成２１年度までにおける人件費については、約２０億円の削減（旧飯野町分を除く）を図りました。

### （４）収入・支出の見直し

市税等の収納率の向上、徴収体制の整備・強化に努めるとともに、税外収入の確保を図るため、受益者負担の原則に立った使用料・手数料等の適正化、未利用財産の積極的な処分および補助金の整理合理化等を推進し、平成１８年度から平成２１年度までに約１７億円の財源確保を図るとともに、市債残高の抑制に努め、一般会計において平成１７年度末から平成２１年度末までに約８６億円の減額（旧飯野町分を除く）を図りました。